

令和8年 富士見町 条例

第 23 号

富士見町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月4日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町条例第23号

富士見町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

富士見町福祉医療費給付金条例(平成15年富士見町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。